

記載例

(法第2条第3項第2号イの事業の場合)

変更の届出を受け、差し替えて交付する場合

認定地方公共団体は、申請書等（別記様式第2の4（別紙を含む。）及び別記様式第2の5）の提出を受けた時は、受理した日から、原則として1か月以内に、指定に関する処分を行うこととされています（規則第10条第2項）。

別記様式第2の6（第10条関係）

変更後の事項が記載された指定書を交付する日付も明記すること。

指定を受けようとする個人事業者又は法人から提出された「（別記様式第2の4）指定申請書」を受理した年月日を記載してください。

指 定 書

株式会社〇〇〇〇 代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿
(△△ △△)

平成24年〇月〇日

（平成26年〇月〇日
指定事業者の名称の変更）

〇〇市長 〇〇 〇〇 印

指定申請日付は、変更しないこと。

平成24年〇月〇日付けの指定申請について、東日本大震災復興特別区域法第37条第1項に規定する「指定事業者」として、指定します。

記

「別記様式第2の4（別紙）」の「1. 実施する復興推進事業の内容」に記載された資本金額、従業員数及び復興推進事業の内容を記載してください。

東日本大震災復興特別区域法施行規則第8条各号に該当すること。

- (1) 資本金額 〇, 〇〇〇万円（法人に限る。）
- (2) 従業員数 〇〇〇人
- (3) 設立年月日 平成■年■月■日（法人に限る。）
- (4) 復興推進事業の内容 水産食料品製造業
(法第2条第3項第2号イの事業)

「（別記様式第2の4）指定申請書」の「3. 設立年月日」に記載された年月日を記載してください。

指定の有効期間の変更の届出でない場合は、日付を変更しないこと。

- (1) この指定書は、平成▼年▼月▼日まで有効です。
- (2) この指定が行われたことについては、復興特区制度に関するホームページにおいて公表します。
- (3) 東日本大震災復興特別区域法施行規則第8条各号に掲げる指定事業者の要件に該当しなくなったとき及び偽りその他不正の手段によりこの指定を受けたことが判明するに至ったときは、直ちにこの指定書を返納してください。

認定地方公共団体は、指定書の交付に際し、指定の日から起算して10年を超えない範囲内において指定の有効期間を付することとなっています（参考：規則第10条第5項）。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。